

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則……………	(人事課)	1
○総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	2
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	2
○北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則……………	(地域主権課)	22

訓 令

○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令……………	(人事課)	22
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	(人事課)	22
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………	(法制文書課)	24

北 海 道 訓 令 北海道教育委員会

○北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程を廃止する訓令……………	(北方領土対策本部)	25
----------------------------------	------------	----

北 海 道 訓 令 北海道選挙管理委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員 北海道議会 北海道企業局

○北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………	(職員厚生課)	26
-------------------------------	---------	----

規 則

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第53号

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則
(北海道税条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条中「総合振興局長等」の次に「、総合振興局及び振興局の副局長（地域創生部・保健環境部・産業振興部担当）」を加え、「、総合振興局及び振興局の地域政策部長」を削り、「総合振興局地域政策部道税事務所」を「総合振興局道税事務所」に改める。

第16条の3第2項及び第3項、附則別記第1号様式の2末尾欄外注意並びに別記第6号様式の3末尾欄外摘要中「総合振興局地域政策部道税事務所」を「総合振興局道税事務所」に改める。

別記第7号様式の2備考2の事項中「総合振興局地域政策部道税事務所に」を「総合振興局道税事務所に」に、「総合振興局地域政策部道税事務所名」を「総合振興局道税事務所名」に改め、同様式備考3の事項中「総合振興局地域政策部道税事務所」を「総合振興局道税事務所」に改める。

別記第43号様式末尾欄外備考4の事項、別記第44号様式末尾欄外備考3の事項、別記第45号様式末尾欄外備考3の事項、別記第46号様式末尾欄外備考11の事項及び別記第57号様式の5末尾欄外摘要中「総合振興局地域政策部道税事務所」を「総合振興局道税事務所」に改める。

（北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道循環資源利用促進税条例施行規則（平成18年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「総合振興局地域政策部 道税事務所」を「総合振興局 道税事務所」に改め、同様式末尾欄外摘要2の事項中「総合振興局地域政策部道税事務所」を「総合振興局道税事務所」に改める。

（北海道公害紛争処理条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道公害紛争処理条例施行規則（昭和45年北海道規則第111号）の一部を次のように改正する。

第2条中「北海道環境生活部環境局環境推進課」を「北海道環境生活部環境局環境政策課」に改める。

（北海道財務規則の一部改正）

第4条 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表及び同条第2項第3号中「地域政策部長」を「副局長（地域創生部・保健環境部・産業振興部担当）」に改める。

別表第1中「経済部」を「総合政策部」に改める。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則又は北海道循環

資源利用促進税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則及び北海道循環資源利用促進税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第54号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

総務部の項 3 の事項中「営利企業等に従事すること」を「営利企業への従事」に改め、同項 6 の事項(1)中「第 1 条」を「第 1 条第 1 項及び第 2 項」に、「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改め、同事項(2)中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

総合政策部の項 2 の事項(1)中「第252条の 2 第 2 項」の次に「、第252条の 2 の 2 第 2 項」を加える。

保健福祉部の項 5 の事項中「第22条第 2 項」を「第26条第 2 項」に改める。

経済部の項 1 の事項(4)中「昭和25年通商産業省令第88号」の次に「。以下この事項において「省令」という。」を加え、同事項(18)中「火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）」を「省令」に改め、同事項(19)及び(20)中「同規則」を「省令」に改める。

農政部の項15の事項中「独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例」を「国立研究開発法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例」に改める。

建設部の項 1 の事項(1)中「含む。」の次に「以下この事項において同じ。」を加え、「表示し、若しくは」を「表示され、又は」に改め、同事項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 同法第 8 条の規定による除却した広告物等の保管、売却又は廃棄に関すること。ただし、2 以上の総合振興局等の所管区域にわたって表示され、又は設置される広告物又は広告物を掲出する物件に係るものを除く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、総務部の項 3 の事項及び建設部の項 1 の事項の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第55号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 節 環境生活部に属する出先機関」を「第 3 節の 2 総合政策部に属する出先機関（第57条の 8 ・第57条の 9 ）に、「第 7 款 サハリン事務所（第170条・第171条）」を「第 7 款 削除」に改める。

第 5 条第 2 項の表総合政策部の項中「情報統計局 人口減少問題対策局」を「国際局 情報統計局 地域創生局」に改め、同表環境生活部の項中「くらし安全局」を「くらし安全局 文化・スポーツ局」に改め、同表経済部の項中「経済企画室 食関連産業室」を「食関連産業室 経済企画局」に改め、同条第 3 項の表環境局の項中「地球温暖化対策室」を「低炭素社会推進室」に改め、同表地域経済局の項中「地域経済局」を「経済企画局」に改める。

第 6 条第 2 項の表知事室の項中「国際課 道政相談センター」を「道政相談センター」に改め、同表政策局の項の次に次のように加える。

国 際 局	国際課
-------	-----

第 6 条第 2 項の表人口減少問題対策局の項中「人口減少問題対策局」を「地域創生局」に改め、同表環境局の項中「環境推進課」を「環境政策課」に改め、同表くらし安全局の項中「消費者安全課 文化・スポーツ課」を「消費者安全課」に改め、同項の次に次のように加える。

文化・スポーツ局	文化振興課 スポーツ振興課
----------	---------------

第 6 条第 2 項の表子ども未来推進局の項の次に次のように加える。

経 済 企 画 局	経済企画課
-----------	-------

第 6 条第 3 項の表国際課の項中「パスポートセンター」を「国際交流室 ロシア室 パスポートセンター」に改め、同表文化・スポーツ課の項及び保健福祉部総務課の項を次のように改める。

文 化 振 興 課	縄文世界遺産推進室
ス ポ ー ツ 振 興 課	オリンピック・パラリンピック連携室

第 7 条第 2 項の総合政策部知事室の事項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同項の総合政策部政策局の事項の次に次の 1 事項を加える。

総合政策部国際局

国際化施策の企画及び調整並びに国際交流に関すること。

第 7 条第 2 項の総合政策部人口減少問題対策局の事項を次のように改める。

総合政策部地域創生局

地域振興（人口減少問題対策を含む。）の企画、総合調整及び推進に関すること。
第7条第2項の環境生活部環境局の事項に次の1号を加える。

（5）低炭素社会の推進に関すること。

第7条第2項の環境生活部くらし安全局の事項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同事項の次に次の1事項を加える。

環境生活部文化・スポーツ局

（1）文化の振興に関すること。

（2）スポーツの振興に関すること。

第7条第2項の経済部経済企画室の事項を削り、同項の経済部食関連産業室の事項に次の1号を加える。

（7）道産食品の輸出の拡大に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。

第7条第2項の経済部食関連産業室の事項の次に次の1事項を加える。

経済部経済企画局

（1）経済施策に係る企画及び総合調整に関すること。

（2）経済交流に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第7条第2項の経済部地域経済局の事項第4号中「及び経済交流」を削り、同条第3項の環境生活部環境局地球温暖化対策室の事項中「環境生活部環境局地球温暖化対策室」を「環境生活部環境局低炭素社会推進室」に、「地球温暖化対策の」を「低炭素社会の」に改め、同項の経済部地域経済局国際経済室の事項中「経済部地域経済局国際経済室」を「経済部経済企画局国際経済室」に改め、第4号を削る。

第8条の3第1項の人事課の事項第10号中「こと」の次に「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同項の職員事務課の事項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）職員の給与の支給に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第8条の5第1項の法制文書課の事項第3号中「不服申立て及び」を削り、同事項中第14号を第15号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

（5）不服申立てに関する事務の総合調整に関すること。

第8条の5第2項中「第8号から第10号」を「第9号から第11号」に、「第10号に」を「第11号に」に改め、同条第3項中「第6号」を「第7号」に、「第11号から第13号」を「第12号から第14号」に改める。

第9条の2第1項の国際課の事項及び同条第2項を削る。

第9条の3の社会資本課の事項に次の1号を加える。

（3）北海道強靱化計画に関すること。

第9条の8を第9条の9とし、第9条の7を第9条の8とする。

第9条の6第1項の地域主権課の事項第2号中「支庁制度の見直し」を「総合振興局等の在り方」に改め、同条を第9条の7とする。

第9条の5（見出しを含む。）中「総合政策部人口減少問題対策局」を「総合政策部地域創生局」に改め、同条の地域戦略課の事項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同事項に次の1号を加える。

（2）北海道創生総合戦略の推進に関すること。

第9条の5を第9条の6とし、第9条の4を第9条の5とし、第9条の3の次に次の1条を加える。

（総合政策部国際局の課）

第9条の4 総合政策部国際局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

国際課

（1）国際化施策の企画及び調整に関すること。

（2）国際協力及び国際化の推進に関すること。

（3）外国公館との連絡調整に関すること。

（4）国際交流に関すること。

（5）北方圏地域に関すること。

（6）サハリン事務所に係る関係に関すること。

（7）海外渡航に関すること。

2 国際交流室の分掌事務は、前項の国際課の分掌事務のうち第4号に掲げる事務とする。

3 ロシア室の分掌事務は、第1項の国際課の分掌事務のうち第5号及び第6号に掲げる事務とする。

4 パスポートセンターの分掌事務は、第1項の国際課の分掌事務のうち第7号に掲げる事務とする。

第10条の2の環境推進課の事項中「環境推進課」を「環境政策課」に改め、同条の生物多様性保全課の事項第3号中「保護管理」を「保護及び管理」に改める。

第11条第1項の文化・スポーツ課の事項並びに同条第3項及び第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（環境生活部文化・スポーツ局の課）

第11条の2 環境生活部文化・スポーツ局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

文化振興課

（1）文化の振興に関すること。

（2）文化に係る企画及び総合調整に関すること。

（3）北海道立総合博物館に関する関係（野幌森林公園に関するものを除く。）。

（4）縄文文化の世界遺産登録に係る総合調整に関する関係。

スポーツ振興課

- (1) スポーツの振興に関すること。
- (2) スポーツに係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 体育センターに関すること。
- (4) 余暇の充実に関すること。
- (5) 体力づくりの推進に関すること。
- (6) 選手の競技力向上に関すること。
- (7) オリンピック・パラリンピック競技大会等の支援・連携に関すること。

2 縄文世界遺産推進室の分掌事務は、前項の文化振興課の分掌事務のうち第4号に掲げる事務とする。

3 オリンピック・パラリンピック連携室の分掌事務は、第1項のスポーツ振興課の分掌事務のうち第6号及び第7号に掲げる事務とする。

第12条第1項の総務課の事項第5号及び同条第2項を削る。

第13条の5を第13条の6とする。

第13条の4の雇用労政課の事項中第15号を第16号とし、第5号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 人材の誘致に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第13条の4の人材育成課の事項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第13条の5とし、第13条の3を第13条の4とし、第13条の2を第13条の3とし、第13条の次に次の1条を加える。

（経済部経済企画局の課）

第13条の2 経済部経済企画局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

経済企画課

- (1) 経済施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 景気対策の総合調整に関すること。
- (3) 経済の調査及び分析に関すること。

第14条の3の農業経営課の事項中第14号を削り、第15号を第14号とし、同条の農地調整課の事項第5号中「農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改める。

第20条の3の建築指導課の事項を次のように改める。

建築指導課

- (1) 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士に関すること。
- (2) 宅地建物の取引及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 民間住宅に関すること。
- (4) 空き家等対策に関すること。
- (5) サービス付き高齢者向け住宅に関すること。

- (6) 建築技術者及び建築技能者の指導及び養成に関すること。
- (7) 独立行政法人住宅金融支援機構の受託業務に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (8) マンション管理の適正化の促進に関すること。
- (9) 長期優良住宅の普及の促進に関すること。
- (10) 建築物の建築基準に関すること。
- (11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関すること。
- (12) 建築士に関すること。
- (13) 浄化槽の構造に関すること。
- (14) 建設リサイクルに関すること。
- (15) エネルギーの使用の合理化等に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (16) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。
- (17) 建築統計に関すること。
- (18) 市街地再開発事業に関すること。
- (19) 建築物の耐震改修の促進に関すること。
- (20) 低炭素建築物の普及の促進に関すること。

第29条の表中

北海道政策評価委員会	総務部	行政改革局行政改革課
北海道特別職職員報酬等審議会		人事局人事課

を

北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会	総務部	総務課
北海道政策評価委員会		行政改革局行政改革課
北海道入札監視委員会		行政改革局行政改革課
北海道特別職報酬等審議会		人事局人事課

に改め、同表北海道公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

北海道功労賞表彰候補者選考委員会	人事局人事課
------------------	--------

第29条の表北海道情報公開・個人情報保護審査会の項の次に次のように加える。

北海道行政不服審査会	法務・法人局法制文書課
------------	-------------

第29条の表中

駐留軍及び自衛隊施設対策委員会	危機対策局危機対策課
-----------------	------------

を		
「		
駐留軍及び自衛隊施設対策委員会		危機対策局危機対策課
北海道立北方四島交流センター指定管理者候補者選定委員会		北方領土対策本部
」		

に、		
「		
北海道環境審議会	環境生活部	環境局環境推進課
北海道環境影響評価審議会		環境局環境推進課
北海道特定開発行為審査会		環境局環境推進課
北海道公害審査会		環境局環境推進課
」		

を		
「		
北海道立アイヌ総合センター指定管理者候補者選定委員会	環境生活部	アイヌ政策推進室
北海道環境審議会		環境局環境政策課
北海道環境影響評価審議会		環境局環境政策課
北海道特定開発行為審査会		環境局環境政策課
北海道公害審査会		環境局環境政策課
」		

に改め、同表北海道男女平等参画審議会の項の次に次のように加える。		
北海道立市民活動促進センター指定管理者候補者選定委員会		くらし安全局道民生活課
北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会		くらし安全局道民生活課

第29条の表中		
「		
北海道文化審議会		くらし安全局文化・スポーツ課
北海道スポーツ推進審議会		くらし安全局文化・スポーツ課
」		

を		
「		
北海道立消費生活センター指定管理者候補者選定委員会		くらし安全局消費者安全課
北海道文化審議会		文化・スポーツ局文化振興課
北海道立オホーツク流水科学センター指定管理者候補者選定委員会		文化・スポーツ局文化振興課
北海道立総合博物館指定管理者候補者		文化・スポーツ局文化振興課
」		

選定委員会		
北海道スポーツ推進審議会		文化・スポーツ局スポーツ振興課
北海道立総合体育センター指定管理者候補者選定委員会		文化・スポーツ局スポーツ振興課
北海道立北見体育センター指定管理者候補者選定委員会		文化・スポーツ局スポーツ振興課

に改め、同表准看護師試験委員の項の次に次のように加える。		
北海道病院事業推進委員会		地域医療推進局道立病院室
北海道エキノコックス症対策協議会		健康安全局地域保健課
北海道調理師試験委員会		健康安全局地域保健課

第29条の表北海道公衆浴場入浴料金審議会の項の次に次のように加える。		
北海道クリーニング師試験委員会		健康安全局食品衛生課
北海道製菓衛生師試験委員会		健康安全局食品衛生課

第29条の表中		
「		
北海道商工業振興審議会	経済部	経済企画室
」		

を		
「		
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者選定委員会	経済部	食関連産業室
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者選定委員会		食関連産業室
北海道商工業振興審議会		経済企画局経済企画課
」		

に改め、同表北海道科学技術審議会の項の次に次のように加える。		
北海道立工業技術センター指定管理者候補者選定委員会		産業振興局科学技術振興室

第29条の表中		
「		
北海道労働審議会		労働政策局雇用労政課
」		

を		
「		
北海道労働審議会		労働政策局雇用労政課
」		

北海道立職業能力開発支援センター指定管理者候補者選定委員会

労働政策局人材育成課

に、

北海道森林審議会

総務課

を

北海道森林審議会

北海道立道民の森指定管理者候補者選定委員会

総務課

森林環境局森林活用課

に改め、同表北海道建設業審議会の項の次に次のように加える。

北海道河川審議会

土木局河川砂防課

第29条の表北海道開発審査会の項の次に次のように加える。

北海道立真駒内公園指定管理者候補者選定委員会

北海道子どもの国及び北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川指定管理者候補者選定委員会

北海道立野幌総合運動公園指定管理者候補者選定委員会

北海道立オホーツク公園及び北海道立北方民族博物館指定管理者候補者選定委員会

北海道立宗谷ふれあい公園指定管理者候補者選定委員会

北海道立十勝エコロジーパーク指定管理者候補者選定委員会

北海道立ゆめの森公園指定管理者候補者選定委員会

北海道立道南四季の杜公園指定管理者候補者選定委員会

北海道立噴火湾パノラマパーク指定管理者候補者選定委員会

北海道立サンピラーパーク指定管理者候補者選定委員会

北海道立オホーツク流水公園指定管理

まちづくり局都市環境課

まちづくり局都市環境課

まちづくり局都市環境課

まちづくり局都市環境課

まちづくり局都市環境課

まちづくり局都市環境課

まちづくり局都市環境課

まちづくり局都市環境課

まちづくり局都市環境課

まちづくり局都市環境課

まちづくり局都市環境課

者候補者選定委員会

第29条の表中

北海道住宅対策審議会

住宅局住宅課

を

北海道住宅対策審議会

道営住宅指定管理者候補者選定委員会

北海道建築設計者選定審査委員会

議会庁舎建築設計者選定審査委員会

北海道特定調達契約苦情検討委員会

住宅局住宅課

住宅局住宅課

建築局計画管理課

建築局建築整備課

出納局

財務指導課

に改める。

第38条を次のように改める。

(内部組織)

第38条 次の表の左欄に掲げる総合振興局等に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

総合振興局又は振興局名

課

名

空知総合振興局

総務課

課税課

納税課

石狩振興局

総務課

課税課

納税課

後志総合振興局

総務課

税務課

胆振総合振興局

総務課

課税課

納税課

日高振興局

総務課

税務課

渡島総合振興局

総務課

課税課

納税課

檜山振興局

総務課

税務課

上川総合振興局

総務課

課税課

納税課

留萌振興局

総務課

税務課

宗谷総合振興局

総務課

税務課

オホーツク総合振興局

総務課

税務課

十勝総合振興局

総務課

課税課

納税課

釧路総合振興局

総務課

課税課

納税課

根室振興局

総務課

税務課

2 総合振興局等に次の表の中欄に掲げる部及び室を置き、部及び室にそれぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

総合振興局又は振興局名

部 及 び 室 名

課

名

空知総合振興局	地域創生部		地域政策課					
	保健環境部	保健行政室	企画総務課 試験検査課	健康推進課	生活衛生課			
		滝川地域保健室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課			
		深川地域保健室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課			
		児童相談室	地域支援課	子ども支援課				
			社会福祉課	環境生活課				
	産業振興部		商工労働観光課	農務課	調整課	整備課	林務課	
	森林室		管理課	普及課	森林整備課			
	札幌建設管理部	建設行政室	建設行政課	建設指導課	入札契約課			
		用地管理室	用地課	維持管理課				
		事業室	地域調整課	道路課	治水課	事業課		
	石狩振興局	地域創生部		地域政策課				
		保健環境部	保健行政室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課		
千歳地域保健室			企画総務課	健康推進課	生活衛生課			
児童相談室			企画調整課	地域支援課	子ども支援課			
		社会福祉課	環境生活課					
産業振興部		商工労働観光課	農務課	調整課	整備課	林務課	水産課	建設指導課
森林室		道民の森課	普及課					
後志総合振興局	地域創生部		地域政策課					
	保健環境部	保健行政室	企画総務課 試験検査課	健康推進課	生活衛生課			
		岩内地域保健室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課			
				社会福祉課	環境生活課			
	産業振興部		商工労働観光課	農務課	農村振興課	林務課	水産課	
	森林室		管理課	普及課	森林整備課			
	小樽建設管理部	建設行政室	建設行政課	建設指導課	入札契約課			
		用地管理室	用地課	維持管理課				
		事業室	地域調整課	道路課	治水課	事業課		

胆振総合振興局	地域創生部		地域政策課				
	保健環境部	保健行政室	企画総務課 試験検査課	健康推進課	生活衛生課		
		苫小牧地域保健室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課		
		児童相談室	地域支援課	子ども支援課			
				社会福祉課	環境生活課		
	産業振興部		商工労働観光課	農務課	農村振興課	林務課	水産課
	森林室		管理課	普及課	森林整備課		
	室蘭建設管理部	建設行政室	建設行政課	建設指導課	入札契約課		
		用地管理室	用地課	維持管理課			
		事業室	地域調整課	道路課	治水課	事業課	
	日高振興局	地域創生部		地域政策課			
		保健環境部	保健行政室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課	
静内地域保健室		企画総務課	健康推進課	生活衛生課			
		社会福祉課	環境生活課				
産業振興部		商工労働観光課	農務課	農村振興課	林務課	水産課	建設指導課
森林室		管理課	普及課	森林整備課			
渡島総合振興局	地域創生部		地域政策課				
	保健環境部	保健行政室	企画総務課 試験検査課	健康推進課	生活衛生課		
		八雲地域保健室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課		
		児童相談室	地域支援課	子ども支援課			
				社会福祉課	環境生活課		
	産業振興部		商工労働観光課	農務課	農村振興課	林務課	水産課
	東部森林室		管理課	普及課	森林整備課		
	西部森林室		管理課	普及課	森林整備課		
	函館建設管理部	建設行政室	建設行政課	建設指導課	入札契約課		
用地管理室		用地課	維持管理課				
事業室		地域調整課	道路課	治水課	事業課		
檜山振興局	地域創生部		地域政策課				

	保健環境部	保健行政室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課
			社会福祉課	環境生活課	
	産業振興部		商工労働観光課	農務課	農村振興課
			林務課	水産課	建設指導課
	森林室				
上川総合振興局	地域創生部		地域政策課		
	保健環境部	保健行政室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課
			試験検査課		
		名寄地域保健室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課
		富良野地域保健室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課
		児童相談室	地域支援課	子ども支援課	
			社会福祉課	環境生活課	
	産業振興部		商工労働観光課	農務課	調整課
			課	林務課	整備課
	南部森林室		管理課	普及課	森林整備課
	北部森林室		管理課	普及課	森林整備課
	旭川建設管理部	建設行政室	建設行政課	建設指導課	入札契約課
	用地管理室	用地課	維持管理課		
	事業室	地域調整課	道路課	治水課	
		事業課			
留萌振興局	地域創生部		地域政策課		
	保健環境部	保健行政室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課
			社会福祉課	環境生活課	
	産業振興部		商工労働観光課	農務課	農村振興課
			林務課	水産課	
	森林室		管理課	普及課	森林整備課
	留萌建設管理部	建設行政室	建設行政課	建設指導課	入札契約課
		用地管理室	用地課	維持管理課	
	事業室	地域調整課	道路課	治水課	
		事業課			
宗谷総合振興局	地域創生部		地域政策課		
	保健環境部	保健行政室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課
			試験検査課		
			社会福祉課	環境生活課	
	産業振興部		商工労働観光課	農務課	農村振興課
			林務課	水産課	

	森林室					
	稚内建設管理部	建設行政室	建設行政課	建設指導課	入札契約課	
		用地管理室	用地課	維持管理課		
		事業室	地域調整課	道路課	治水課	
		事業課				
オホーツク総合振興局	地域創生部		地域政策課			
	保健環境部	保健行政室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課	
		北見地域保健室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課	
		試験検査課	食肉検査課			
		紋別地域保健室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課	
		児童相談室	地域支援課	子ども支援課		
			社会福祉課	環境生活課		
	産業振興部		商工労働観光課	農務課	調整課	
		課	林務課	水産課	整備課	
東部森林室		管理課	普及課	森林整備課		
西部森林室		管理課	普及課	森林整備課		
網走建設管理部	建設行政室	建設行政課	建設指導課	入札契約課		
	用地管理室	用地課	維持管理課			
	事業室	地域調整課	道路課	治水課	事業課	
十勝総合振興局	地域創生部		地域政策課			
	保健環境部	保健行政室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課	
			試験検査課			
		児童相談室	地域支援課	子ども支援課		
			社会福祉課	環境生活課		
	産業振興部		商工労働観光課	農務課	調整課	
			課	林務課	水産課	整備課
	森林室		管理課	普及課	森林整備課	
帯広建設管理部	建設行政室	建設行政課	建設指導課	入札契約課		
	用地管理室	用地課	維持管理課			
	事業室	地域調整課	道路課	治水課	事業課	
釧路総合振興局	地域創生部		地域政策課			
	保健環境部	保健行政室	企画総務課	健康推進課	生活衛生課	
			試験検査課			
		児童相談室	地域支援課	子ども支援課		
		社会福祉課	環境生活課			
	産業振興部		商工労働観光課	農務課	農村振興課	

			林務課 水産課
	森林室		管理課 普及課 森林整備課
	釧路建設管理 部	建設行政室	建設行政課 建設指導課 入札契約課
		用地管理室	用地課 維持管理課
根室振興局			事業室
	地域創生部		地域調整課 道路課 治水課 事業課
	保健環境部	地域政策課 北方領土対策課	
		保健行政室	企画総務課 健康推進課 生活衛生課
		中標津地域 保健室	企画総務課 健康推進課 生活衛生課
			社会福祉課 環境生活課
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 農村振興課
			林務課 水産課 建設指導課
	森林室		

3 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる総合振興局等の課に、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

総合振興局等の課名	室名
空知総合振興局保健環境部社会福祉課 石狩振興局保健環境部社会福祉課 後志総合振興局保健環境部社会福祉課 胆振総合振興局保健環境部社会福祉課 日高振興局保健環境部社会福祉課 渡島総合振興局保健環境部社会福祉課 檜山振興局保健環境部社会福祉課 上川総合振興局保健環境部社会福祉課 留萌振興局保健環境部社会福祉課 宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課 オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課 十勝総合振興局保健環境部社会福祉課 釧路総合振興局保健環境部社会福祉課 根室振興局保健環境部社会福祉課	子ども子育て支援室
空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課 後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課 渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課 上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課 留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課 宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課 オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課 十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課 釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課	施設保全室

後志総合振興局地域創生部地域政策課 渡島総合振興局地域創生部地域政策課	新幹線推進室
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課	観光室
上川総合振興局産業振興部整備課	上川中部整備室

第39条第1項の地域政策部の事項中「地域政策部」を「地域創生部」に改め、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。

第40条の前の見出しを削り、第39条の次に次の見出し及び1条を加える。

（課の分掌事務）

第39条の2 総合振興局等の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- （1）庁務一般の企画及び総合調整に関すること。
- （2）宗教法人に関すること。
- （3）公有財産に関すること（総務部総務課及び建設部建築局建築保全課の主管に属するものを除く。）。
- （4）庁用の無線通信及び有線通信に関すること。
- （5）予算の経理の総括に関すること。
- （6）道費の支出に関すること。
- （7）所管区域内の部局、地方部局及び地方公所の財務事務の指導及び検査に関すること。
- （8）所管区域内の指定金融機関等の検査に関すること。
- （9）物品に関すること（他課の主管に属するものを除き、所管区域内の特定の部局に係る物品の購入等（知事が別に定めるものに限る。）を含む。）。
- （10）債権の管理の総括に関すること。
- （11）公共工事に係る入札の実施等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- （12）その他財務に関すること（他課室の主管に属するものを除く。）。
- （13）その他庶務に関すること。
- （14）その他庁内他課（室）の主管に属しないこと。

税務課

- （1）道税の賦課に関すること。
- （2）道税（道税に係る税外諸収入金を含む。）の徴収及び決算に関すること。
- （3）道税の犯則取締りに関すること。
- （4）道税に係る審査請求及び訴訟に関すること。
- （5）道税に係る諸証明に関すること。
- （6）納税相談に関すること。
- （7）市町村における道税の収納事務の指導に関すること。

(8) 納税貯蓄組合に関すること。

課税課

- (1) 道税の賦課に関すること。
- (2) 道税の賦課に係る犯則取締りに関すること。
- (3) 道税の賦課に係る審査請求及び訴訟に関すること。
- (4) 納税相談に関すること。

納税課

- (1) 道税（道税に係る税外諸収入金を含む。）の徴収及び決算に関すること。
- (2) 道税の徴収に係る犯則取締りに関すること。
- (3) 道税の徴収に係る審査請求及び訴訟に関すること。
- (4) 道税に係る諸証明に関すること。
- (5) 市町村における道税の収納事務の指導に関すること。
- (6) 納税貯蓄組合に関すること。

2 石狩振興局にあっては、前項の規定にかかわらず、その総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 庁務一般の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 宗教法人に関すること。
- (3) 公有財産に関すること（総務部総務課及び建設部建築局建築保全課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁用の無線通信及び有線通信に関すること。
- (5) 予算の経理の総括に関すること。
- (6) 物品に関すること（他課及び出納局会計管理室調達課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 債権の管理の総括に関すること。
- (8) 公共工事に係る入札の実施等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (9) その他財務に関すること（他課室の主管に属するものを除く。）。
- (10) その他庶務に関すること。
- (11) その他庁内他課（室）の主管に属しないこと。

第40条第1項中「地域政策部」を「地域創生部」に改め、総務課の事項から納税課の事項までを削り、同条第2項を削り、同条第3項中「根室振興局地域政策部」を「根室振興局地域創生部」に改め、同項を同条第2項とする。

第40条の2第1項の環境生活課の事項第13号中「並びに野生生物の保護及び狩猟の取締り」を削り、同事項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 野生生物の保護及び管理並びに狩猟の取締りに関すること。

第40条の2第2項中「及び食肉検査課」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第40条の3の建設指導課の事項第10号中「合理化」を「合理化等」に改め、同事項に次の1号を加える。

- (18) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

第40条の5第1項の建設指導課の事項第16号中「合理化」を「合理化等」に改め、同事項に次の1号を加える。

- (18) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

第41条第1項の表中「地域政策部道税事務所」を「道税事務所」に改める。

第47条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3章第3節の次に次の1節を加える。

第3節の2 総合政策部に属する出先機関

（サハリン事務所の設置）

第57条の8 道行政の推進に必要な州行政府等との連絡及び調整、経済交流及び友好交流の促進等を行うため、サハリン事務所を設置する。

2 サハリン事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道サハリン事務所	ロシア連邦サハリン州ユジノサハリンスク市

（サハリン事務所の所掌事務）

第57条の9 サハリン事務所は、次の事務を所掌する。

- (1) 道行政の推進に必要なサハリン州行政府等との連絡及び調整に関すること。
- (2) 経済交流に係る調査及び支援に関すること。
- (3) 友好交流事業への支援及び協力に関すること。
- (4) 各種情報の収集及び提供並びに北海道の情報の発信に関すること。
- (5) その他ロシア連邦極東地域との交流に関すること。

第3章第6節第7款を次のように改める。

第7款 削除

第170条及び第171条 削除

第178条及び第179条を次のように改める。

（内部組織及び所掌事務）

第178条 高等技術専門学院に訓練管理課を置き、訓練管理課は、次の事務を所掌する。

- (1) 訓練の総合調整に関すること。
- (2) 訓練の計画及び実施に関すること。
- (3) 学生の募集、選考、入学、退学及び修了に関すること。

- (4) 学生の諸願届及び諸証明に関すること。
- (5) 学籍に関すること。
- (6) 学生の賞罰に関すること。
- (7) 学生の健康管理及び生活指導その他の補導に関すること。
- (8) 学生に対する就職のあっせん及び就職後の指導に関すること。
- (9) 公共職業安定所との連絡に関すること。
- (10) 事業主、労働者その他の関係者に対する職業能力開発促進に関する情報及び資料の提供、相談その他必要な援助に関すること。
- (11) 庶務に関すること。
- (12) 財務に関すること。

2 訓練管理課に能力開発総合センターを置き、能力開発総合センターは、前項の訓練管理課の所掌事務のうち第1号から第10号までに掲げる事務（北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）第2条第1項の規定による当該高等技術専門学院に係る訓練科に關するものを除く。）を分掌する。

第179条 削除

第262条の16の表北海道釧路保健所の項中「試験検査課 食肉検査課」を「試験検査課」に改める。

第262条の17第3項中「及び釧路保健所」を削り、同項の食肉検査課の事項中「第2号及び第3号」を「第3号及び第4号」に改める。

第270条の21に次の1項を加える。

2 帯広食肉衛生検査所に輸出食肉対策室を置き、輸出食肉に関する事務を分掌させる。

別表第1の1の事項中「地域政策部道税事務所」を「道税事務所」に改め、同事項の表空知総合振興局地域政策部深川道税事務所の項中「空知総合振興局地域政策部深川道税事務所」を「空知総合振興局深川道税事務所」に改め、同表後志総合振興局地域政策部小樽道税事務所の項中「後志総合振興局地域政策部小樽道税事務所」を「後志総合振興局小樽道税事務所」に改め、同表胆振総合振興局地域政策部苦小牧道税事務所の項中「胆振総合振興局地域政策部苦小牧道税事務所」を「胆振総合振興局苦小牧道税事務所」に改め、同表上川総合振興局地域政策部名寄道税事務所の項中「上川総合振興局地域政策部名寄道税事務所」を「上川総合振興局名寄道税事務所」に改め、同表オホーツク総合振興局地域政策部北見道税事務所の項中「オホーツク総合振興局地域政策部北見道税事務所」を「オホーツク総合振興局北見道税事務所」に改め、同表オホーツク総合振興局地域政策部紋別道税事務所の項中「オホーツク総合振興局地域政策部紋別道税事務所」を「オホーツク総合振興局紋別道税事務所」に改める。

別表第1の3の1の事項の表後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター南後志支所の項、日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター日高東部支所の項及び渡島総合

振興局産業振興部渡島農業改良普及センター渡島南部支所の項を削り、同表上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター士別支所の項中「剣淵町」を「剣淵町 幌加内町」に改め、同表上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター名寄支所の項中「名寄市下川町」を「名寄市」に改め、同表上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター上川北部支所の項中「美深町 音威子府村」を「下川町 美深町 音威子府村」に改め、同表オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター網走支所の項中

「 網走市 」	を	「 網走市 大空町（東藻琴明生、東藻琴新富、東藻琴大進、東藻琴、東藻琴末広、東藻琴山園、東藻琴福富、東藻琴千草、東藻琴西倉、東藻琴清浦及び東藻琴栄の区域に限る。） 」	に改め、同表オホーツク総合振興局産業振興部網
---------------	---	---	------------------------

走農業改良普及センター美幌支所の項中「大空町」の次に「（網走農業改良普及センター網走支所の担当区域を除く。）」を加え、同表根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター北根室支所の項中「羅臼町」を「羅臼町 別海町（大成及び本別の区域に限る。）」に改める。

別表第10の(1)の事項の表総合振興局等の項中「地域政策部」を「地域創生部」に改め、同表消防学校の項中「教頭」を「副校長」に改め、同表高等技術専門学院の能力開発総合センターの項中「能力開発総合センター」を「訓練管理課能力開発総合センター」に改め、同表中「高等技術専門学院の訓練課」を「高等技術専門学院の訓練管理課」に改める。

別表第11の(1)の事項の表振興局（根室振興局に限る。）の項の次に次のように加える。

総合振興局等	地域創生総括	上司の命を受け、地域創生に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
--------	--------	--

別表第11の(1)の事項の表総合振興局等の地域政策部の項を削り、同表総合振興局等の保健環境部の項中

「 環境福祉長 」	上司の命を受け、福祉、環境及び道民生活に関する事務に従事する。	を
-----------------	---------------------------------	---

「 くらし・子育て担当部長 」	上司の命を受け、福祉、子育て支援、環境及び道民生活に関する事務に従事する。	に改め、同表中
-----------------------	---------------------------------------	---------

「高等技術専門学院の訓練課及び能力開発総合センター障害者職業能力開発校の訓練第一課及び訓練第二課

を

「高等技術専門学院の訓練管理課

に、

子ども総合医療・療育センター	検査部	主任技師	上司の命を受け、部の専門の技術に関し、部長を補佐する。
	手術部		
	放射線部		
総合振興局及び留萌振興局の建設管理部事業室事業課			上司の命を受け、課の専門の技術に関し、課長を補佐する。

を

子ども総合医療・療育センター	検査部	主任技師	上司の命を受け、部の専門の技術に関し、部長を補佐する。
	手術部		
	放射線部		

に改め、

別表第11の(2)の事項の表中「地域政策部道税事務所の納税課」を「道税事務所の納税課」に、

総合振興局等の産業振興部水産技術普及指導所	主幹	上司の命を受け、所の主管に属する特定の業務に従事する。
	指導専門員	上司の命を受け、沿岸漁業の技術及び知識の普及に関する特定の業務に従事する。

を

総合振興局等	指導専門員	上司の命を受け、沿岸漁業の技術及び知識の
--------	-------	----------------------

の産業振興部水産技術普及指導所

普及に関する特定の業務に従事する。

に、

「地域政策部道税事務所の課」を「道税事務所及び道税事務所の課」に改める。
別表第15の(1)の事項の表専門幹の項の次に次のように加える。

危機対策企画幹	上司の命を受け、危機管理及び防災対策に係る企画等に関する専門的業務に従事する。
危機対策調整員	上司の命を受け、危機管理及び防災対策に係る調整等に関する専門的業務に従事する。

別表第16心身障害者総合相談所の支所長の項中「保健環境部保健福祉室社会福祉課」を「保健環境部社会福祉課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総合政策部知事室国際課（国際企画グループの職員である者に限る。）	総合政策部国際局国際課
総合政策部知事室国際課（国際交流グループの職員である者に限る。）	総合政策部国際局国際課国際交流室
総合政策部知事室国際課パスポートセンター	総合政策部国際局国際課パスポートセンター
総合政策部人口減少問題対策局地域戦略課	総合政策部地域創生局地域戦略課
総合政策部人口減少問題対策局地域政策課	総合政策部地域創生局地域政策課
環境生活部環境局環境推進課	環境生活部環境局環境政策課
環境生活部環境局地球温暖化対策室	環境生活部環境局低炭素社会推進室
環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課（調整グループ及び文化グループの職員である者に限る。）	環境生活部文化・スポーツ局文化振興課
環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課（調整グループ、文化グループ、オリンピック・パラリンピック連携室及び縄文世界遺	環境生活部文化・スポーツ局スポーツ振興課

産推進室の職員である者を除く。)		苫小牧高等技術専門学院庶務課	苫小牧高等技術専門学院訓練管理課
環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課 オリンピック・パラリンピック連携室（調 整に関する事務を処理すべきこととされて いる者に限る。）	環境生活部文化・スポーツ局文化振興課	苫小牧高等技術専門学院訓練課	苫小牧高等技術専門学院訓練管理課
環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課 オリンピック・パラリンピック連携室（調 整に関する事務を処理すべきこととされて いる者を除く。）	環境生活部文化・スポーツ局スポーツ振 興課オリンピック・パラリンピック連携 室	苫小牧高等技術専門学院能力開発総合セ ンター	苫小牧高等技術専門学院訓練管理課能力 開発総合センター
環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課 縄文世界遺産推進室	環境生活部文化・スポーツ局文化振興課 縄文世界遺産推進室	帯広高等技術専門学院庶務課	帯広高等技術専門学院訓練管理課
保健福祉部総務課社会保障制度改革推進室	保健福祉部総務課	帯広高等技術専門学院訓練課	帯広高等技術専門学院訓練管理課
経済部経済企画室	経済部経済企画局経済企画課	帯広高等技術専門学院能力開発総合センター	帯広高等技術専門学院訓練管理課能力開 発総合センター
経済部地域経済局国際経済室（国際経済グ ループ及び経済交流グループの職員である 者に限る。）	経済部経済企画局国際経済室	釧路高等技術専門学院庶務課	釧路高等技術専門学院訓練管理課
経済部地域経済局国際経済室（ロシアグル ープの職員である者に限る。）	総合政策部国際局国際課ロシア室	釧路高等技術専門学院訓練課	釧路高等技術専門学院訓練管理課
札幌高等技術専門学院庶務課	札幌高等技術専門学院訓練管理課	釧路高等技術専門学院能力開発総合センター	釧路高等技術専門学院訓練管理課能力開 発総合センター
札幌高等技術専門学院訓練課	札幌高等技術専門学院訓練管理課	空知総合振興局地域政策部総務課	空知総合振興局総務課
札幌高等技術専門学院能力開発総合センター	札幌高等技術専門学院訓練管理課能力開 発総合センター	空知総合振興局地域政策部課税課	空知総合振興局課税課
函館高等技術専門学院庶務課	函館高等技術専門学院訓練管理課	空知総合振興局地域政策部納税課	空知総合振興局納税課
函館高等技術専門学院訓練課	函館高等技術専門学院訓練管理課	空知総合振興局地域政策部地域政策課	空知総合振興局地域創生部地域政策課
函館高等技術専門学院能力開発総合センター	函館高等技術専門学院訓練管理課能力開 発総合センター	空知総合振興局地域政策部深川道税事務所	空知総合振興局深川道税事務所
旭川高等技術専門学院庶務課	旭川高等技術専門学院訓練管理課	石狩振興局地域政策部総務課	石狩振興局総務課
旭川高等技術専門学院訓練課	旭川高等技術専門学院訓練管理課	石狩振興局地域政策部課税課	石狩振興局課税課
旭川高等技術専門学院能力開発総合センター	旭川高等技術専門学院訓練管理課能力開 発総合センター	石狩振興局地域政策部納税課	石狩振興局納税課
北見高等技術専門学院庶務課	北見高等技術専門学院訓練管理課	石狩振興局地域政策部地域政策課	石狩振興局地域創生部地域政策課
北見高等技術専門学院訓練課	北見高等技術専門学院訓練管理課	後志総合振興局地域政策部総務課	後志総合振興局総務課
北見高等技術専門学院能力開発総合センター	北見高等技術専門学院訓練管理課能力開 発総合センター	後志総合振興局地域政策部税務課	後志総合振興局税務課
室蘭高等技術専門学院庶務課	室蘭高等技術専門学院訓練管理課	後志総合振興局地域政策部地域政策課	後志総合振興局地域創生部地域政策課
室蘭高等技術専門学院訓練課	室蘭高等技術専門学院訓練管理課	後志総合振興局地域政策部小樽道税事務所	後志総合振興局小樽道税事務所
室蘭高等技術専門学院能力開発総合センター	室蘭高等技術専門学院訓練管理課能力開 発総合センター	胆振総合振興局地域政策部総務課	胆振総合振興局総務課
		胆振総合振興局地域政策部課税課	胆振総合振興局課税課
		胆振総合振興局地域政策部納税課	胆振総合振興局納税課
		胆振総合振興局地域政策部地域政策課	胆振総合振興局地域創生部地域政策課
		胆振総合振興局地域政策部苫小牧道税事務 所	胆振総合振興局苫小牧道税事務所
		日高振興局地域政策部総務課	日高振興局総務課
		日高振興局地域政策部税務課	日高振興局税務課
		日高振興局地域政策部地域政策課	日高振興局地域創生部地域政策課
		渡島総合振興局地域政策部総務課	渡島総合振興局総務課

渡島総合振興局地域政策部課税課	渡島総合振興局課税課
渡島総合振興局地域政策部納税課	渡島総合振興局納税課
渡島総合振興局地域政策部地域政策課	渡島総合振興局地域創生部地域政策課
檜山振興局地域政策部総務課	檜山振興局総務課
檜山振興局地域政策部税務課	檜山振興局税務課
檜山振興局地域政策部地域政策課	檜山振興局地域創生部地域政策課
上川総合振興局地域政策部総務課	上川総合振興局総務課
上川総合振興局地域政策部課税課	上川総合振興局課税課
上川総合振興局地域政策部納税課	上川総合振興局納税課
上川総合振興局地域政策部地域政策課	上川総合振興局地域創生部地域政策課
上川総合振興局地域政策部名寄道税事務所	上川総合振興局名寄道税事務所
留萌振興局地域政策部総務課	留萌振興局総務課
留萌振興局地域政策部税務課	留萌振興局税務課
留萌振興局地域政策部地域政策課	留萌振興局地域創生部地域政策課
宗谷総合振興局地域政策部総務課	宗谷総合振興局総務課
宗谷総合振興局地域政策部税務課	宗谷総合振興局税務課
宗谷総合振興局地域政策部地域政策課	宗谷総合振興局地域創生部地域政策課
オホーツク総合振興局地域政策部総務課	オホーツク総合振興局総務課
オホーツク総合振興局地域政策部税務課	オホーツク総合振興局税務課
オホーツク総合振興局地域政策部地域政策課	オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課
オホーツク総合振興局地域政策部北見道税事務所	オホーツク総合振興局北見道税事務所
オホーツク総合振興局地域政策部紋別道税事務所	オホーツク総合振興局紋別道税事務所
十勝総合振興局地域政策部総務課	十勝総合振興局総務課
十勝総合振興局地域政策部課税課	十勝総合振興局課税課
十勝総合振興局地域政策部納税課	十勝総合振興局納税課
十勝総合振興局地域政策部地域政策課	十勝総合振興局地域創生部地域政策課
釧路総合振興局地域政策部総務課	釧路総合振興局総務課
釧路総合振興局地域政策部課税課	釧路総合振興局課税課
釧路総合振興局地域政策部納税課	釧路総合振興局納税課
釧路総合振興局地域政策部地域政策課	釧路総合振興局地域創生部地域政策課
根室振興局地域政策部総務課	根室振興局総務課
根室振興局地域政策部税務課	根室振興局税務課

根室振興局地域政策部地域政策課	根室振興局地域創生部地域政策課
根室振興局地域政策部北方領土対策課	根室振興局地域創生部北方領土対策課
3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。	
総合政策部知事室国際課パスポートセンター所長	総合政策部国際局国際課パスポートセンター所長
総合政策部人口減少問題対策局地域戦略課長	総合政策部地域創生局地域戦略課長
総合政策部人口減少問題対策局地域戦略課地域創生担当課長	総合政策部地域創生局地域戦略課地域創生担当課長
総合政策部人口減少問題対策局地域政策課長	総合政策部地域創生局地域政策課長
総合政策部人口減少問題対策局地域政策課集落・地域活力担当課長	総合政策部地域創生局地域政策課集落・地域活力担当課長
総合政策部人口減少問題対策局地域政策課移住・定住担当課長	総合政策部地域創生局地域政策課移住・定住担当課長
総合政策部交通政策局交通企画課地域交通・並行在来線担当課長	総合政策部交通政策局交通企画課地域交通・鉄道交通担当課長
総合政策部政策局主幹（施策評価に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部政策局計画推進課主幹
環境生活部環境局環境推進課長	環境生活部環境局環境政策課長
環境生活部環境局環境推進課環境計画担当課長	環境生活部環境局環境政策課環境計画担当課長
環境生活部環境局環境推進課環境保全担当課長	環境生活部環境局環境政策課環境保全担当課長
環境生活部環境局環境推進課水道担当課長	環境生活部環境局環境政策課水道担当課長
環境生活部環境局地球温暖化対策室参事	環境生活部環境局低炭素社会推進室参事
環境生活部くらし安全局道民生活課交通安全対策担当課長	環境生活部くらし安全局道民生活課交通安全担当課長
環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課オリンピック・パラリンピック連携室長	環境生活部文化・スポーツ局スポーツ振興課オリンピック・パラリンピック連携室長
環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課縄文世界遺産推進室長	環境生活部文化・スポーツ局文化振興課縄文世界遺産推進室長
経済部経済企画室参事（経済企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部経済企画局経済企画課長

る。)		帯広高等技術専門学院訓練課長	帯広高等技術専門学院訓練管理課主幹
経済部経済企画室参事（経済調査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部経済企画局経済調査担当課長	帯広高等技術専門学院能力開発総合センター長	帯広高等技術専門学院訓練管理課能力開発総合センター長
経済部地域経済局国際経済室参事（国際経済に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部経済企画局国際経済室参事	釧路高等技術専門学院庶務課長	釧路高等技術専門学院訓練管理課主幹
経済部地域経済局国際経済室参事（ロシアに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部国際局国際課ロシア室長	釧路高等技術専門学院訓練課長	釧路高等技術専門学院訓練管理課主幹
水産林務部森林環境局森林活用課緑環境担当課長	水産林務部森林環境局森林活用課道民の森担当課長	釧路高等技術専門学院能力開発総合センター長	釧路高等技術専門学院訓練管理課能力開発総合センター長
札幌高等技術専門学院庶務課長	札幌高等技術専門学院訓練管理課主幹	空知総合振興局地域政策部主幹	空知総合振興局地域創生部主幹
札幌高等技術専門学院訓練課長	札幌高等技術専門学院訓練管理課主幹	空知総合振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	空知総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長
札幌高等技術専門学院能力開発総合センター長	札幌高等技術専門学院訓練管理課能力開発総合センター長	空知総合振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長
函館高等技術専門学院庶務課長	函館高等技術専門学院訓練管理課主幹	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター調整係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター地域第一係長
函館高等技術専門学院訓練課長	函館高等技術専門学院訓練管理課主幹	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター地域第一係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター地域第二係長
函館高等技術専門学院能力開発総合センター長	函館高等技術専門学院訓練管理課能力開発総合センター長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター地域第二係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター主査
旭川高等技術専門学院庶務課長	旭川高等技術専門学院訓練管理課主幹	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター地域第三係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター主査
旭川高等技術専門学院訓練課長	旭川高等技術専門学院訓練管理課主幹	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター空知南東部支所地域第一係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター空知南東部支所地域係長
旭川高等技術専門学院能力開発総合センター長	旭川高等技術専門学院訓練管理課能力開発総合センター長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター空知南東部支所地域第二係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター空知南東部支所主査
北見高等技術専門学院庶務課長	北見高等技術専門学院訓練管理課主幹	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター空知南西部支所地域第一係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター空知南西部支所地域係長
北見高等技術専門学院訓練課長	北見高等技術専門学院訓練管理課主幹	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター空知南西部支所地域第二係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター空知南西部支所主査
北見高等技術専門学院能力開発総合センター長	北見高等技術専門学院訓練管理課能力開発総合センター長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター中空知支所調整係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター中空知支所地域第一係長
室蘭高等技術専門学院庶務課長	室蘭高等技術専門学院訓練管理課主幹	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター中空知支所地域第一係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター中空知支所主査
室蘭高等技術専門学院訓練課長	室蘭高等技術専門学院訓練管理課主幹	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター中空知支所地域第三係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター中空知支所主査
室蘭高等技術専門学院能力開発総合センター長	室蘭高等技術専門学院訓練管理課能力開発総合センター長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター北空知支所調整係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター北空知支所地域第一係長
苫小牧高等技術専門学院庶務課長	苫小牧高等技術専門学院訓練管理課主幹	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター
苫小牧高等技術専門学院訓練課長	苫小牧高等技術専門学院訓練管理課主幹		
苫小牧高等技術専門学院能力開発総合センター長	苫小牧高等技術専門学院訓練管理課能力開発総合センター長		
帯広高等技術専門学院庶務課長	帯広高等技術専門学院訓練管理課主幹		

及センター北空知支所地域第一係長	普及センター北空知支所主査	空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所技術係長	空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所主査
空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター北空知支所地域第三係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター北空知支所主査	石狩振興局地域政策部主幹	石狩振興局地域創生部主幹
空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター北空知支所地域第四係長	空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター北空知支所地域第三係長	石狩振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	石狩振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長
空知総合振興局森林室管理課主査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局森林室主査	石狩振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	石狩振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長
空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課主任技師	空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課主幹	石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター調整係長	石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター地域第一係長
空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課河川係長	空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課主査	石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター地域第一係長	石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター主査
空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所技術係長	空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所主査	石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター石狩北部支所調整係長	石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター石狩北部支所地域第一係長
空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所道路第一係長	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所主査	石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター石狩北部支所地域第一係長	石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター石狩北部支所主査
空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所道路第二係長	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所主査	後志総合振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	後志総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長
空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所治水係長	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所主査	後志総合振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長
空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所道路第一係長	空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所主査	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター調整係長	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター地域第一係長
空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所道路第二係長	空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所主査	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター地域第一係長	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター地域第二係長
空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所河川係長	空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所主査	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター地域第二係長	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター地域第三係長
空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所公園下水道係長	空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所主査	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター地域第三係長	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター地域第四係長
空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所道路係長	空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所主査	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター北後志支所地域第一係長	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター北後志支所地域係長
空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所河川係長	空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所主査	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター北後志支所地域第二係長	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター北後志支所主査
空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所下水道管理係長	空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所主査	後志総合振興局森林室管理課主査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志総合振興局森林室主査
空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所道路第一係長	空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所主査	後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課主任技師	後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課主幹
空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所道路第二係長	空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所主査		

後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課技術係長	後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課主査	道路係長	所主査
後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所道路係長	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所主査	胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所治水係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所主査
後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所黒松内事業所事業係長	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所黒松内事業所主査	胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所道路係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所主査
後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所道路係長	後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所主査	胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所治水係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所主査
後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所治水係長	後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所主査	胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所技術係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所主査
後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所主査（服務及び給与又は除雪事業の実施に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所施設保全室主査	胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所静内総合治水事務所技術係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所静内総合治水事務所主査
後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所道路係長	後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所主査	胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所静内総合治水事務所ダム管理係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所静内総合治水事務所主査
後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所治水係長	後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所主査	胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所技術係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所主査
胆振総合振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	胆振総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長	日高振興局地域政策部主幹	日高振興局地域創生部主幹
胆振総合振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長	日高振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	日高振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長
胆振総合振興局産業振興部胆振農業改良普及センター調整係長	胆振総合振興局産業振興部胆振農業改良普及センター地域係長	日高振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	日高振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長
胆振総合振興局産業振興部胆振農業改良普及センター地域係長	胆振総合振興局産業振興部胆振農業改良普及センター主査	日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター調整係長	日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター地域第一係長
胆振総合振興局産業振興部胆振農業改良普及センター東胆振支所調整係長	胆振総合振興局産業振興部胆振農業改良普及センター東胆振支所地域第一係長	日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター地域係長	日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター主査
胆振総合振興局産業振興部胆振農業改良普及センター東胆振支所地域係長	胆振総合振興局産業振興部胆振農業改良普及センター東胆振支所地域第二係長	日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター日高西部支所地域第一係長	日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター日高西部支所地域係長
胆振総合振興局森林室管理課主査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局森林室主査	日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター日高西部支所地域第二係長	日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター日高西部支所主査
胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所道路係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所主査	日高振興局森林室管理課主査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	日高振興局森林室主査
胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所河川係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所主査	渡島総合振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	渡島総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長
胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所	胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張	渡島総合振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	渡島総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長
		渡島総合振興局産業振興部渡島農業改良普	渡島総合振興局産業振興部渡島農業改良

及センター調整係長	普及センター地域第一係長	治水係長	所主査
渡島総合振興局産業振興部渡島農業改良普及センター地域第一係長	渡島総合振興局産業振興部渡島農業改良普及センター地域第二係長	渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所技術係長	渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所主査
渡島総合振興局産業振興部渡島農業改良普及センター地域第二係長	渡島総合振興局産業振興部渡島農業改良普及センター主査	渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所技術係長	渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所主査
渡島総合振興局東部森林室管理課主査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	渡島総合振興局東部森林室主査	檜山振興局地域政策部主幹	檜山振興局地域創生部主幹
渡島総合振興局西部森林室管理課主査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	渡島総合振興局西部森林室主査	檜山振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	檜山振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長
渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主任技師	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主幹	檜山振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	檜山振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長
渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課道路第一係長	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主査	檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター調整係長	檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター地域係長
渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課道路第二係長	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主査	檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター地域係長	檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター主査
渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課都市整備係長	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主査	檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター檜山北部支所地域第一係長	檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター檜山北部支所地域係長
渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課河川第一係長	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主査	檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター檜山北部支所地域第二係長	檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター檜山北部支所主査
渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課河川第二係長	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主査	上川総合振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	上川総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長
渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課漁港係長	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主査	上川総合振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	上川総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長
渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課ダム管理係長	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主査	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター調整係長	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター地域第一係長
渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所漁港係長	渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所主査	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター地域第一係長	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター地域第二係長
渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所知内事業所事業係長	渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所知内事業所主査	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター地域第二係長	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター地域第三係長
渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所技術係長	渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所主査	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター地域第三係長	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター地域第四係長
渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所漁港係長	渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所主査	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター地域第四係長	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター主査
渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所道路係長	渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所主査	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター富良野支所調整係長	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター富良野支所地域第一係長
渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所	渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター富良野支所地域第一係長	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター富良野支所主査

上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター富良野支所地域第三係長	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター富良野支所主査	れている者に限る。)	留萌振興局産業振興部商工労働観光課主査
上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター名寄支所調整係長	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター名寄支所地域係長	留萌振興局産業振興部農務課主査（健康産業企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	留萌振興局産業振興部農務課主査
上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター名寄支所地域係長	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター名寄支所主査	留萌振興局産業振興部農務課主査（食療推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	留萌振興局産業振興部農務課主査
上川総合振興局南部森林室管理課主査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	上川総合振興局南部森林室主査	留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター調整係長	留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター地域係長
上川総合振興局北部森林室管理課主査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	上川総合振興局北部森林室主査	留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター地域係長	留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター主査
上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課主任技師	上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課主幹	留萌振興局森林室管理課主査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	留萌振興局森林室主査
上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課道路第一係長	上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課主査	留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課主任技師	留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課主幹
上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課道路第二係長	上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課主査	留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課道路係長	留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課主査
上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課都市整備係長	上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課主査	留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課治水係長	留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課主査
上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課河川係長	上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課主査	留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所道路係長	留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所主査
上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所道路係長	上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所主査	留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所治水係長	留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所主査
上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所河川係長	上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所主査	留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所ダム管理係長	留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所主査
上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所道路係長	上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所主査	宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長
上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所河川係長	上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所主査	宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長
上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所砂防係長	上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所主査	宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター調整係長	宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター地域係長
上川総合振興局旭川建設管理部美深出張所技術係長	上川総合振興局旭川建設管理部美深出張所主査	宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター地域係長	宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター主査
留萌振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	留萌振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課主任技師	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課主幹
留萌振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	留萌振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課道路係長	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課主査

宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課河川係長	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課主査	査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	
宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所頼別事業所事業係長	宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所頼別事業所主査	オホーツク総合振興局西部森林室管理課主査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	オホーツク総合振興局西部森林室主査
宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所技術係長	宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所主査	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課主任技師	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課主幹
宗谷総合振興局稚内建設管理部利尻出張所技術係長	宗谷総合振興局稚内建設管理部利尻出張所主査	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課道路第一係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課主査
オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課道路第二係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課主査
オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課治水係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課主査
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター調整係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター地域第一係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所道路係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所主査
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター地域第一係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター地域第二係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所河川係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所主査
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター地域第二係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター地域第三係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部紋別出張所技術係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部紋別出張所主査
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター清里支所調整係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター清里支所地域第一係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所技術係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所主査
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター清里支所地域第一係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター清里支所主査	オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所技術係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所主査
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター美幌支所調整係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター美幌支所地域係長	十勝総合振興局地域政策部主幹	十勝総合振興局産業振興部主幹
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター美幌支所地域第一係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター美幌支所主査	十勝総合振興局地域政策部主査	十勝総合振興局産業振興部主査
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター美幌支所地域第二係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター美幌支所主査	十勝総合振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	十勝総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所調整係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所地域第一係長	十勝総合振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	十勝総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所地域係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所地域第二係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター調整係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター地域第一係長
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所地域第二係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所地域第一係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター地域第一係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター主査
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所地域第二係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所地域第二係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝東部支所調整係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝東部支所地域第一係長
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所地域第二係長	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所地域第二係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝東部支所地域第一係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝東部支所地域第二係長
オホーツク総合振興局東部森林室管理課主査	オホーツク総合振興局東部森林室主査		

十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝東部支所地域第二係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝東部支所主査	釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター地域係長	釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター主査
十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝北部支所調整係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝北部支所地域第一係長	釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター釧路中西部支所地域第一係長	釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター釧路中西部支所地域係長
十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝北部支所地域第一係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝北部支所地域第二係長	釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター釧路中西部支所地域第二係長	釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター釧路中西部支所主査
十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝北部支所地域第二係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝北部支所主査	釧路総合振興局森林室管理課主査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	釧路総合振興局森林室主査
十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝西部支所地域第一係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝西部支所地域係長	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課主任技師	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課主幹
十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝西部支所地域第二係長	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝西部支所主査	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課道路係長	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課主査
十勝総合振興局森林室管理課主査（木育の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	十勝総合振興局森林室主査	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課治水係長	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課主査
十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課主任技師	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課主幹	釧路総合振興局釧路建設管理部厚岸出張所技術係長	釧路総合振興局釧路建設管理部厚岸出張所主査
十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課道路第一係長	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課主査	釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所道路第一係長	釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所主査
十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課道路第二係長	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課主査	釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所道路第二係長	釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所主査
十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課河川係長	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課主査	釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所治水係長	釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所主査
十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所技術係長	十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所主査	根室振興局地域政策部主幹	根室振興局地域創生部主幹
十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所技術係長	十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所主査	根室振興局保健環境部社会福祉課主査（子ども・運営指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	根室振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長
十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所技術係長	十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所主査	根室振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	根室振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長
十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所技術係長	十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所主査	根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター調整係長	根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター地域第一係長
釧路総合振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係長	釧路総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係長	根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター地域第一係長	根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター地域第二係長
釧路総合振興局保健環境部社会福祉課主査（事業指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	釧路総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係長	根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター地域第二係長	根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター主査
釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター調整係長	釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター地域係長	（北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部改正）	

4 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則（平成22年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。 第1項第2号中「第40条第1項」を「第39条の2第1項」に改め、第2項第2号中「、第12号及び第13号」を「及び第12号から第14号まで」に改める。 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第56号 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則（平成22年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。 第1項第5号ウ中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改め、同号エ中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改め、同項第6号キ中「第305条」を「第305条第1項」に改め、第2項第1号中ウを削り、エをウとし、同項第8号を削る。 附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1項第6号キの改正規定は、同年5月29日から施行する。	改正する。 第8条第2項中「地域政策部長」を「地域創生部長」に改める。 第9条第1項中「地域政策部地域政策課」を「地域創生部地域政策課」に改め、同条第2項中「地域政策部地域政策課長」を「地域創生部地域政策課長」に改める。 （北海道北洋漁業対策本部設置規程の一部改正） 第3条 北海道北洋漁業対策本部設置規程（昭和61年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。 別表第1中「総合政策部人口減少問題対策局地域戦略課長」を「総合政策部地域創生局地域戦略課長」に改める。 附 則 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。 北海道訓令第5号 本 庁 出 先 機 関 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成28年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 別表第1の部次長及び局長専決事項第12項及び代表課長専決事項第4項中「が営利企業等に従事すること」を「の営利企業への従事等」に改める。 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第15項中第15号を第23号とし、第11号から第14号までを8号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の8号を加える。 (11) 第54条第1項及び第2項の規定に基づき、特定希少種事業者を登録し、及びこれを更新すること。 (12) 第55条第2項及び第3項の規定に基づき、特定希少種事業者登録簿に登録し、並びにその旨を申請者に通知し、及び登録証を交付すること。 (13) 第56条第1項及び第2項の規定に基づき、特定希少種事業者の登録を拒否し、及びその旨を申請者に通知すること。 (14) 第57条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する第55条第3項の規定に基づき、特定希少種事業者から届出事項に変更があった旨の届出を受理し、及び特定希少種事業者登録簿に登録し、並びにその旨を当該特定希少種事業者に通知し、及び登録証を交付すること。 (15) 第57条第4項の規定に基づき、特定希少種事業の廃止等の届出を受理すること。
訓 令 北海道訓令第4号 本 庁 出 先 機 関 機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。 平成28年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令 （考査監設置規程の一部改正） 第1条 考査監設置規程（平成9年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。 第3条第1項中「地域政策部」を「地域創生部」に改める。 （北海道広報・広聴事務処理規程の一部改正） 第2条 北海道広報・広聴事務処理規程（昭和42年北海道訓令第18号）の一部を次のように	

- (16) 第60条の規定に基づき、特定希少種事業者の登録を抹消すること。
- (17) 第61条第1項の規定に基づき、特定希少種事業者に対し、第55条第4項（第57条第3項において準用する場合を含む。）、第57条第1項又は第59条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示すること。
- (18) 第61条第2項及び同条第3項において準用する第56条第2項の規定に基づき、特定希少種事業者の登録を取り消し、又は特定希少種事業者に対し、その事業の全部若しくは一部の停止を命じ、及びその旨を通知すること。
- 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第15項に次の2号を加える。
- (24) 第77条第3項の規定に基づき、登録を受けるべき行為等に係る国の機関等からの通知を受理すること。
- (25) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第60号）第20条第5項の規定に基づき、登録証の再交付をすること。
- 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項中第50号を第51号とし、第34号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、第33号の次に次の1号を加える。
- (34) 第38条第1項の規定に基づき、動物愛護推進員を委嘱すること。
- 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第27項第1号中「食品関連事業者」を「食品関連事業者」に、「従業員等に質問させ、若しくは食品等を無償で収去させる」を「若しくは従業員等に質問させる」に改め、同表の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第5項第3号中「第6条第1項第5号口」を「第6条第1項第6号口」に改め、同事項第6項第3号中「第32条の4第1項第5号の口」を「第32条の4第1項第6号口」に改め、同事項第11項第13号中「第3条」を「第2条」に改め、同表の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第1項第2号を削り、同項第3号中「第4条第5項」を「第4条第8項及び第9項」に、「行うこと」を「行い、及び農業委員会の意見を聴くこと」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、同項第5号中「第5条第4項」の次に「及び同条第5項において準用する第4条第9項」を加え、「行うこと」を「行い、及び農業委員会の意見を聴くこと」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (6) 第18条第3項の規定に基づき、都道府県機構の意見を聴くこと。
- 別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第1項第10号中「徴する」を「求める」に改め、同事項第5項第14号中「農業会議」を「都道府県機構」に改め、同項第20号中「（同条第8項）を「及び第7項（これらの規定を同条第9項）に、「農業会議」を「都道府県機構」に改め、同項第21号中「第15条の2第7項」を「第15条の2第8項」に改め、同事項第14項第55号及び第58号中「農業会議」を「都道府県機構」に改め、同表の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第26項第6号中「第10条」を「第9条」に改め、同項第7号中「第11条第3項」を「第10条第3項」に改め、同表の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第17

- 項第3号中「第10条」を「第9条」に改め、同項第4号中「第11条第3項」を「第10条第3項」に改め、同事項に次の1項を加える。
- 20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関する事務（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物の建築について同法第30条第2項の規定による申出がされた場合における同条第1項の認定に係るものを除く。）
- (1) 第30条第1項（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をすること。
- (2) 第30条第3項（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知すること。
- (3) 第32条の規定に基づき、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について報告を求めること。
- (4) 第33条の規定に基づき、認定建築主に対し、改善に必要な措置を命ずること。
- (5) 第34条の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すこと。
- (6) 第36条第2項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能に係る認定をすること。
- (7) 第37条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能に係る認定を取り消すこと。
- (8) 第38条第1項の規定に基づき、第36条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又は職員に、基準適合認定建築物等について立入検査をさせること。
- 別表第4の北海道博物館の事項第7項第3号中「第10条」を「第9条」に改め、同項第4号中「第11条第3項」を「第10条第3項」に改め、同表の高等技術専門学院の事項第1項第1号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改め、同表の保健所の事項に次の1項を加える。
- 11 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務
- (1) 第32条第1項の規定に基づき、第31条第1項の規定に違反して表示をした者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- (2) 第32条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (3) 第32条第3項において準用する第27条第1項の規定に基づき、職員に、製造施設等について立入検査をさせ、又は第32条第3項に規定する物を収去させること。
- (4) 第32条第4項の規定に基づき、権限を行使した旨を内閣総理大臣に通知すること。
- 別表第5の8の事項中第21号を第22号とし、第2号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 第9条の規定に基づき、関係市町村長の意見を聴き、地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、又は変更すること。

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令
北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。
第12条の 2 第 5 号中「（これに類するものを含む。）」を削る。

別表の付表中

「	法務・法人局学事課 法務・法人局法人団体課 法務・法人局法制文書課 法務・法人局大学法人室	学 法 法 大	事 人 文 法	を
」				
「	法務・法人局大学法人室 法務・法人局学事課 法務・法人局法人団体課 法務・法人局法制文書課	大 学 法 法	法 事 人 文	に、
」				
「	知事室広報広聴課 知事室国際課	広 報 国	広 聴 際	を
」				
「	知事室広報広聴課	広 報 広	広 聴	に、
」				
「計画推進課、社会資本課、土地水対策課及び研究法人室」を「研究法人室、計画推進課、社会資本課及び土地水対策課」に、				
「	政策局計画推進課 政策局社会資本課 政策局土地水対策課 政策局研究法人室	計 社 地 研	推 資 本 水 法	を
」				
「	政策局研究法人室 政策局計画推進課 政策局社会資本課 政策局土地水対策課 国際局国際課	研 計 社 地 国	法 推 資 本 水 際	に、「人口
」				

別表第 5 の14の事項第13号から第19号までの規定中「第25条の10」を「第25条の18」に改め、同事項第21号中「第25条の 6」を「第25条の14」に改め、同事項第22号中「第25条の 7」を「第25条の15」に改め、同事項第23号中「第25条の 8」を「第25条の16」に改め、同表の15の事項第20号中「第10条」を「第 9 条」に改め、同事項第21号中「第11条第 3 項」を「第10条第 3 項」に改め、同表の37の事項第 3 号中「第10条」を「第 9 条」に改め、同事項第 4 号中「第11条第 3 項」を「第10条第 3 項」に改め、同表に次の 1 事項を加える。

40 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事務（建築基準法施行細則第 4 条第 1 項各号に掲げる建築物以外の建築物の建築について同法第30条第 2 項の規定による申出がされた場合における同条第 1 項の認定に係るものを除く。）（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）

- (1) 第30条第 1 項（第31条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をすること。
- (2) 第30条第 3 項（第31条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知すること。
- (3) 第32条の規定に基づき、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について報告を求めること。
- (4) 第33条の規定に基づき、認定建築主に対し、改善に必要な措置を命ずること。
- (5) 第34条の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すこと。
- (6) 第36条第 2 項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能に係る認定をすること。
- (7) 第37条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能に係る認定を取り消すこと。
- (8) 第38条第 1 項の規定に基づき、第36条第 2 項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又は職員に、基準適合認定建築物等について立入検査をさせること。

別表第 6 の消防学校長の決裁事項の項中「教頭」を「副校長（2 人以上置かれている場合は、校長の定める順序による。）」に改め、「教務課長」を削り、同表の高等技術専門学院長の決裁事項の項中「庶務課長」を「訓練管理課長」に改め、同表の食肉衛生検査所長の決裁事項の項中「次長」を「次長（2 人以上置かれている場合は、所長の定める順序による。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第27項第 1 号及び高等技術専門学院の事項第 1 項第 1 号並びに別表第 5 の14の事項の改正規定は、同年 3 月31日から施行する。

北海道訓令第 6 号

本 庁

減少問題対策局地域戦略課」を「地域創生局地域戦略課」に、「人口減少問題対策局地域政策課」を「地域創生局地域政策課」に、		
「 交通政策局交通企画課 交通政策局新幹線推進室 交通政策局物流港湾室	「 交 通 新 幹 線 港 湾	を
「 交通政策局新幹線推進室 交通政策局物流港湾室 交通政策局交通企画課	「 新 幹 線 港 湾 交 通	に、
「 環境局環境推進課 環境局循環型社会推進課 環境局生物多様性保全課 環境局エゾシカ対策課 環境局地球温暖化対策室	「 環 境 循 環 物 生 物 エゾシカ 温 対	を
「 環境局低炭素社会推進室 環境局環境政策課 環境局循環型社会推進課 環境局生物多様性保全課 環境局エゾシカ対策課	「 低 炭 素 環 境 循 環 物 生 物 エゾシカ	に、
「 くらし安全局文化・スポーツ課	「 文 ス ポ	を
「 文化・スポーツ局文化振興課 文化・スポーツ局スポーツ振興課	「 文 化 ス ポー ツ	に、
「 地域医療推進局地域医療課 地域医療推進局医務薬務課 地域医療推進局道立病院室	「 地 医 医 薬 道 病	を
「 地域医療推進局道立病院室 地域医療推進局地域医療課 地域医療推進局医務薬務課	「 道 病 地 医 医 薬	に、

「 経済企画室 食関連産業室	「 経 食 企 産	を
「 食関連産業室 経済企画局国際経済室 経済企画局経済企画課	「 食 産 国 経 経 企	に、
「 地域経済局中小企業課 地域経済局国際経済室 産業振興局産業振興課 産業振興局環境・エネルギー室 産業振興局科学技術振興室	「 中 企 国 産 産 振 環 エ 科 ネ 技	を
「 地域経済局中小企業課 産業振興局環境・エネルギー室 産業振興局科学技術振興室 産業振興局産業振興課	「 中 企 環 エ 科 ネ 産 振	に改める。

附 則
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

北海道訓令
北海道教育委員会

北海道訓令第1号
北海道教育委員会

庁 中 一 般
部 局

北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成28年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ
北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程を廃止する訓令
北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程（昭和56年北海道・北海道教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

北海道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員会
北海道議会
北海道企業局

訓令

北海道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員会
北海道議会
北海道企業局

訓令第1号

庁 中 一 般
部 局

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ
北海道選挙管理委員会委員長 高橋 一 史
北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知
北海道代表監査委員職務代理者 竹 谷 千 里
北海道議会議長 遠 藤 連
北海道公営企業管理者 下 出 育 生

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

北海道職員安全衛生管理規程（平成16年北海道・北海道選挙管理委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第38条」を「第38条の2」に改める。

第13条第2項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置（以下「過重労働に係る面接指導等」という。）の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導（以下「ストレスチェックに係る面接指導」という。）

の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第16条第3項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ストレスチェックに係る面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第21条第1項中「をもって」を「以内で」に改め、同条第4項中「1年」を「2年」に改める。

第24条の見出し中「委員会」を「総括安全衛生委員会」に改める。

第25条第3項中「地域政策部総務課」を「総務課」に改める。

第27条第4項中「第31条第2項」の次に「若しくは第32条第4項」を加え、「及び第32条第5項」を「又は同条第6項」に、「変更の決定」を「変更」に改め、「の会議」を削る。

第32条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「健康管理区分の変更願」を「前項の規定による健康管理区分変更願」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に、「健康管理区分の変更」を「当該職員の健康管理区分」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 所属長は、職員が疾病のため1か月以上の療養をするときは、療養期間が1か月に達した時点において、当該職員の健康管理区分を別表第4の区分によるA1（要休業・要医療）に変更するものとする。

第32条第6項を次のように改める。

6 所属長は、職員に対する過重労働に係る面接指導等又はストレスチェックに係る面接指導により必要があると認められる場合には、当該職員の健康管理区分を変更するものとする。

第32条に次の2項を加える。

7 所属長は、第4項の規定により健康管理区分を決定したときは当該健康管理区分及びその決定の理由を、前項の規定により健康管理区分を変更したときは変更後の健康管理区分及びその変更の理由を、それぞれ健康管理区分決定（変更）通知書により職員に通知しなければならない。

8 所属長は、第4項の規定により健康管理区分を決定したとき（健康管理区分を変更したときに限る。）、又は第6項の規定により健康管理区分を変更したときは、健康管理区分変更報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第38条第2項中「産業医等と面談させる」を「対し、産業医等による過重労働に係る面接指導等を行う」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による報告及び前項の過重労働に係る面接指導等に関する具体的な事務処理等については、総括安全衛生管理者が別に定める。

第4章中第38条の次に次の1条を加える。

(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施等)

第38条の2 総括安全衛生管理者は、法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査を実施する。

2 地域総括安全衛生管理者は、ストレスチェックに係る面接指導を実施する。

3 第1項の心理的な負担の程度を把握するための検査及び前項のストレスチェックに係る面接指導に関する具体的な事務処理等については、総括安全衛生管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
